

恵庭市遠隔手話サービス利用規約

恵庭市遠隔手話サービス（遠隔手話通訳、遠隔手話サービス）は、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用規約に同意したものとします。

1 サービスの提供

（１）サービスの提供日及び提供時間

平日（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）の午前９時から午後５時までとします。

（２）手話通訳者

サービスは、恵庭市が直接実施するものとし、手話通訳は、恵庭市の専任手話通訳者が対応します。

2 サービスの内容等

（１）内容

①遠隔手話通訳

ビデオ通話機能を利用した遠隔による手話通訳

②遠隔手話サービス

ビデオ通話機能を利用した聴覚障がい者との手話言語によるコミュニケーション

（２）提供条件

次に掲げる内容は、提供できないものとします。

①商用もしくはそれに類する目的のもの

②おおむね 15 分を超えるものや多頻度の利用のもの

③公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と恵庭市が判断したもの

これらの状況が続く場合には、利用登録の取消をする場合があります。

3 利用対象者

サービスを利用できる者は、恵庭市内に居住する聴覚障がい者としてします。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではありません。

4 利用登録

サービスを利用しようとする者は、前もって利用登録をしなければなりません。

5 利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料等は、利用者負担となります。

6 利用するソフトウェア

サービスに利用するアプリは、無料で使用することができる「LINE」または「Skype」を利用登録するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

7 その他

サービスは、モバイル通信（いわゆる 4 G、5 G、L T E 通信）等を利用するため通信状況によってはサービスの提供ができない場合があります。また、専任手話通訳者が外出中や直接来訪された方の応対等によりサービスの提供ができない場合があります。その他、自然災害等何らかの事情によりサービスが提供されない場合でも一切の責任は負いません。